

(参考) 再見直し後の告示案において主な内容変更を伴う箇所

## 本 則

### 1. 標準的手法関係

第68条 (中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)(注1)

### 2. 内部格付手法関係

第167条 (信用リスク・アセットのみなし計算)

### 3. カウンターパーティ・リスク関係

第10条 (信用リスク・アセットの額の合計額)

第79条 (与信相当額の算出)(注2)

第79条の2 (カレント・エクスポージャー方式)

第79条の3 (標準方式)

第79条の4 (期待エクスポージャー方式)

第157条 (事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第165条 (リテール向けエクスポージャーの EAD)

### 4. ダブル・デフォルト関係

第150条 (期待損失額)

第154条の2 (ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第173条 (購入債権における保証の取扱い)

第200条 (信用リスクのストレス・テスト)

第219条 (保証による信用リスク削減効果の勘案)

### 5. 短期マチュリティ調整関係

第158条 (マチュリティ)

### 6. マーケット・リスク関係等

第8条 (控除項目)

第11条 (マーケット・リスク相当額の合計額)

第274条 (一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第277条 (個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第284条 (金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

### 7. 未決済取引関係

第8条 (控除項目)

第48条 (標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第79条の5 (未決済取引)

第152条 (内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

## 第177条の2（未決済取引）

### 附 則

#### 第14条（未決済取引等に関する経過措置）

#### (注1)「第68条（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）」について

各業態告示案における取扱いとの平仄を考慮し、リスク・ウェイトが75%となる「中小企業等」の定義のうち「会社」とされていた箇所を「法人」に変更することとします。

#### (注2)「第79条（与信相当額の算出）」について

今回、約定から決済までの期間が5営業日（又は市場慣行の期間）を超える取引は先渡取引として扱うこととなり、自己資本賦課の対象とされますが、この自己資本賦課は決済対象資産が外国通貨であっても適用されます。

これに関連するものとして、現行規制では、派生商品取引について、「原契約期間が14日以内の外国為替関連取引」を自己資本賦課の対象外としておりますが、バーゼルⅡにおいて、約定から決済までの期間が5営業日超の外国通貨の取引を自己資本賦課対象にする扱いとなったことに鑑み、これとの平仄から、「原契約期間が14日以内の外国為替関連取引」について、「14日以内」とあるのを「5営業日以内」に変更することとします。

ただし、本件については、バーゼル委での検討結果に基づき、平成19年3月末のバーゼルⅡ実施から1年間の移行期間を設け、その間は「14日以内」との扱いを維持します（附則第14条参照）。